

# 地域コミュニティの核としての学校

——岩手県大槌町の事例から——

樋下田 邦子

はじめに

1. 先行研究「地域コミュニティと学校の連携・協働の事例」
2. 岩手県大槌町が目指す「小中一貫校：ふるさと科」
3. 子どもが健やかに育まれる環境
4. 地域コミュニティの核となる学校づくりに向けて

## はじめに

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ——地域とともにある学校づくりの推進方策——」（平成 23〔2011〕年）では冒頭、次のように述べられている。

「学校と地域の連携は、教育改革の柱の一つとして推進されてきた。平成 12〔2000〕年には、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして学校評議員制度が導入され、平成 16〔2004〕年には、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みとして、学校運営協議会制度が導入されている。また、平成 19〔2007〕年には、学校評価が、学校の責務として学校教育法に位置づけられるようになるなど、これまでに、学校が地域に開かれた信頼される存在となるための一連の制度改革が行われている。

平成 18〔2006〕年に改正された教育基本法において、学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力に関する規定が盛り込まれたことを受け、教育振興基本計画（平成 20〔2008〕年 7 月閣議決定）では、『地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進』、『家庭・地域と一体になった学校の活性化』等、学校と地域の連携施策を推進していくこととしている。また、新学習指導要領総則では、『学校がその目標を達成するため、地域や学校の実態に応じ家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること』とされている。<sup>1)</sup>

このように、学校が地域づくりの要として位置づけられてきた背景には、次代を担う子どもたちが育つには、安全で快適な環境とはいえない状況がある。かつては、地域の歴史や文化を受け継ぎそれを子どもたちに伝えていくことや、地域の困りごとは地域で解決するという、相互扶助など、コミュニティが持つ地域力が豊かにあった。同時に、東日本大震災時などの災害時の被災者支援場所として機能した学校の意義も忘れてはいけない。避難所運営、自主組織の立ち上げや

ボランティアの受け入れ、調整などには、地域が育てきた学校との協働やコミュニティ力が大きな役割を果たした。

しかし、現実に目を向けてみると、日本総人口の減少と高齢化は急激に進み、都市部への人口集中や地方部における人口減少は、コミュニティ機能を低下させている。特に子どもの数の減少が見られ、過疎化による小学校の統廃合や小中一貫校が進められ、コミュニティの核としてあった学校の存在が問われている。また、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）が希薄になり、非正規雇用<sup>2)</sup>は労働者全体の3分の1を超え、過去最高の水準となっている。さらに、母子家庭の増加<sup>3)</sup>などから日本の相対的貧困率はOECD 34か国中29位で15.7%、子どもの貧困率は24位で14.2%となっている。

子どもは人と出会い、家族、地域社会で様々な体験を繰り返して「生きていく力」や「社会性」、「自己肯定感」などを育ませていく。学校社会で生じている「いじめ、不登校」なども、地域コミュニティの核として学校が存在することで防ぐことができるかもしれない。今はまさしく、誰もが通ったことがある学校という身近な場を持つ、かつては醸成していたであろう、地域の中での学校の機能や役割について、現在の社会にマッチした、必要とされる「地域コミュニティの核としての学校」について考える時期であるといえる。

地域コミュニティの核としての学校とは、子どもを取り巻く環境として、生活するために必要な包括的な機能が地域に存在し、子ども、家族、地域住民の参加と創造によって運営されている学校である。つまり、子どもたちの学びの環境が整い、家族や地域住民に開かれた生涯学習機能、文化伝承機能、災害防災機能などをもち、さらに、子どもたちを含む地域住民が役割を担い地域をつくる力の醸成に向かう存在であると考えられる。

2013（平成25）年8月に4日間、岩手県大槌町に行く機会を得て、教育委員会、地域福祉課、住民へのヒヤリング調査ができた。その際にヒヤリングした「大槌町小中一貫校計画」は、本論を執筆する背中を押す力になった。大槌町における復興からの地域コミュニティづくりとの関係も取り上げて、「地域コミュニティの核としての学校」について考察していきたい。

## 本論の構成

本論は、次の4つの章から構成されている。

1. は、文部科学省の「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議報告書」（平成23〔2011〕年7月5日）を要約した後に考察する。同時に、地域との連携やコミュニティづくりとして機能する学校の先行事例を2つ取り上げて考察する。

2. は、岩手県大槌町の教育委員会、地域福祉課、大槌町生活支援員事務局、「お茶っこ」でのヒヤリング調査から現状、方向性、課題を整理した上で、大槌町の強みを活かした小中一貫校について考えてみる。

3. は、子どもの権利から地域と学校の関係について考えてみる。「子どもの権利条約」が定めている権利は、大きく分けると4つの子どもの権利を守るように定められている。「生きる権利：

防げる病気などで命をうばわれないこと。」「育つ権利：教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。」「守られる権利：あらゆる種類の差別や虐待や搾取などから守られること。」「参加する権利：自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。」である。これらの権利から子どもが健やかに育まれる環境に必要な学校とは、どうあるべきかについて社会環境から考えてみる。

4. は、上述した論点からいくつかの視点に着目し、地域コミュニティの核となる学校づくりに向けてどうあるべきかを考え、「大槌町小中一貫校」に期待を込めて提案してみたい。

## 1. 先行研究「地域コミュニティと学校の連携・協働の事例」

学校の歴史（文部科学省「学習指導要領改訂の経緯（教科目標と改訂の指針）」<sup>4)</sup>）を概観すると、1961（昭和36）年の小学校の目標は「① 具体的な社会生活の経験を通じて、自他の人格の尊重が民主的な社会生活の基本であることを理解させ、自主的、自律的な生活態度を養う。」「② 家庭・学校・市町村・国その他いろいろな社会集団につき、集団における人と人との相互関係や、集団と個人、集団と集団との関係について理解させ、社会生活に適応し、これを改善していく態度や能力、国際協調の精神などを養う。」「③ 生産・消費・交通その他重要な社会機能やその相互の関係について基本的なことから理解させ、進んで社会的な協同活動に参加しようとする態度や能力を養う。」「④ 人間生活が自然環境と密接な関係を持ち、それぞれの地域によって特色ある姿で営まれていることを、衣食住等の日常生活との関連において理解させ、これをもとに自然環境に対応した生活のくふうをしようとする態度、郷土や国土に対する愛情などを養う。」「⑤ 人々の生活様式や社会的な制度・文化などのもつ意味と、それらが歴史的に形成されてきたことを考えさせ、先人の業績やすぐれた文化遺産を尊重する態度、正しい国民的自覚をもって国家や社会の発展に尽くそうとする態度などを養う」となっている。

この時代は、国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展の時期であり、3年後の1964（昭和39）年にはOECD加盟、東京オリンピック、東海道新幹線が開通した、いざなぎ景気（1965〔昭和40〕年～1970〔昭和45〕年）といわれる時期になる。高度経済成長期に必要な民主主義の理解と自主性や自律性の育成、国際化に対応できる人との関係性づくりや郷土愛などの帰属意識の醸成、社会に貢献する心と人の育成が読み取れる。しかし、現在社会で唱えることが必要な内容になっているともいえる。

その後の、「地域参加による学校づくりのすすめ」（文部科学省・国土交通省・厚生労働省「調査報告書」平成14〔2002〕年3月<sup>5)</sup>）によれば、生き生きとした子どもの声が聞こえる明るい住まい・まち・学校づくりのためには、次代を担う子どもたちが育つ安全で快適な環境づくりが課題である

としている。学校づくりとして、総合的な学習時間で地域との密接な関わりを持つこと、子どもたちの居場所、異世代間、子ども同士のコミュニケーションの場、子どもたちの安全の確保、多様な体験などによる「生きる力」の育成が必要であり、まちづくりとしては、まちで暮らし、働く一人ひとりがまちの主役として積極的に参加すること、地域の歴史や文化の息吹を守り、次代を担う子どもたちに伝えていくこと、様々な人々が交わり、参加しながら住み、コミュニティを醸成することが必要である。そして、これらを実現する方策として「地域参加により、地域に開かれた学校をつくる」、「住民、学校、行政が協働して考え、つくり、育てること」、「学校が地域の拠点となり、地域全体が学習環境となる」ことが重要としている。

2000（平成12）年を境に、財政構造改革下の社会保障改革が進められ、2003（平成15）年合計特殊出生率1.29と1.3を下回り、2005（平成17）年総人口が前年よりも減少する。2007（平成19）年には高齢化率が21%を超えている。2000年には、社会福祉基礎構造改革（社会福祉法）、児童虐待防止法、年金制度改革、介護保険制度が施行され、2003年に障害者支援費制度施行、少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法が施行された。

上述した制度施策からもわかるように、子どもたちが育つ環境は、社会状況の変化に大きな影響を受けているといえるが、地域の中の学校として位置づけられていることや地域が一体となって子どもを育むことは、変化していない。つまり、学校と地域との関係は、子どもが健やかに育まれる環境を創造するためには切り離すことができないことを示しているといえよう。

次に地域コミュニティと学校の連携・協働の事例として、2004（平成16）年に導入・施行された「コミュニティ・スクール」の事例から現状と課題を整理してみる。

#### 《地域コミュニティと学校の連携・協働の事例》

2004（平成16）年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校を管理する教育委員会の判断で公立学校に、学校運営に関して協議する機関として、「学校運営協議会」を個別におくことが可能になった。この学校運営協議会がおかれた公立学校が「コミュニティ・スクール」や「地域運営学校」と呼称されている。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）導入の目的は、近年、公立学校には、保護者や地域住民の様々な意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められていること。このため、学校評議員制度の導入や、自己点検・自己評価の取り組みが図られてきた。学校運営協議会制度は、これまでの学校運営の改善の取り組みをさらに一歩進めるものとして、2004年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された。学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことがこの制度のねらいであるとしている。また、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待される。コミュニティ・スクールの指定状況は、2013（平成25）年4月1日現在、1,570校に拡大し

ている<sup>6)</sup>。

コミュニティ・スクールとはどのような活動であり、どのような効果があるのか、文部科学省の事例集から2つ取り上げて考察してみる。

### 事例Ⅰ 《学校からの推薦》<sup>7)</sup>

東京都小平市立小平第六小学校〔H-19.4.1指定〕児童生徒数572人、学級数18学級

#### 1) 日常的な学校教育活動への参加・協力者を推薦

「小平第六小学校の学校経営協議会（小平市では、学校運営協議会を「学校経営協議会」と称している。）は、地域住民8人（公募2人を含む）、保護者2人、地域在勤1人、副校長1人の計12人の委員で構成されている。

委員は、副校長を除き、校長の推薦により教育委員会から任命された方であり、学校の自主性・自律性を尊重する趣旨から、教育委員会が校長に推薦を依頼する形となった。

委員の人選に当たり、教育委員会から学校に求められたことは、保護者、地域住民等のバランスをとること、学校で委員の公募を行い、数人程度の公募委員を入れることなどである。

小平第六小学校は、『コミュニティが育てる、子どもの夢が広がる学校』をキャッチフレーズにして教育活動を行っており、日頃から教育活動についてボランティアや地域団体などからご協力・ご理解をいただいている。そのため、学校経営協議会は、このようなボランティアの取りまとめを行うボランティアコーディネーター部会やPTA運営委員会、また、自治会、子ども会、青少年対策地区委員会、民生委員児童委員、おやじの会などの地域団体が基盤となっている。

小平第六小学校が委員として推薦したのは、上記のボランティアコーディネーター部会や地域団体の方々のほか、保護者や学校で公募した地域住民である。この公募方法は、学区域内に在住・在勤の方を対象として、「コミュニティが育てる、子どもの夢が広がる学校」をテーマにした作文を提出してもらい、これをもとに校内の選考委員会で選考した。」

#### 2) 推薦した委員の具体例

##### 「地域住民（8名）」

- ① 元小学校長。学校教育への造詣が深い。
- ② 元PTA会長、学校経営協力者（学校評議員）。ミニバスケットボールを率いて指導を行うなど、児童の健全育成にも貢献している。
- ③ 青年会議所理事長。地域貢献に意欲的で、地域活性化に向けた取組みを実践している。
- ④ 元市議会議員。地域と学校をつなぐ要として、教育活動に多大な貢献をしている。
- ⑤ ボランティアコーディネーター部会の代表。学校と地域を結ぶネットワークが必要である。
- ⑥ ボランティアコーディネーター。コミュニティ・スクールの取組みについて熟知している。
- ⑦ 学校経営協力者（学校評議員）。ボランティアとして子どもの交通安全、学習支援などに

協力いただいている。《公募委員》

⑧ ボランティアとして算数の授業の学習支援をしていただいている。《公募委員》

#### 保護者（2名）

① 現PTA会長。元中学校教員で、教育活動の参画に意欲的である。

② おやじの会代表。地域を教材とした授業の提案などをしていただいている。

#### 地域在勤（1名）

① 学区域内にある幼稚園園長。教育活動に積極的にかわり、幼・小の連携を推進している。」

この事例は、学校に参加する学校運営協議会である「コミュニティ・スクール」のメンバーの選定に特徴がある。保護者、地域住民のバランスをとるために、公募という形態をとっていること、地域ボランティアコーディネーターや青年会議所理事長などの様々な世代が委員メンバーとして推薦されている。学校協力者は、仕事リタイア後の人選になりがちであるが、小平第六小学校は、「コミュニティが育てる、子どもの夢が広がる学校」という教育目標に沿って、地域住民の参加を工夫している事例といえよう。

#### 事例Ⅱ 《PTAとの連携協力の事例》<sup>7)</sup>

熊本県菊池市立泗水小学校 [H17.6.16 指定] 児童生徒数 505 人、学級数 19 学級

「**学校の特性**：泗水小学校区は、昔ながらの伝統を大切に、学校に対する地域や保護者の理解が深く、学校に対して大変協力的な地域である。学校や家庭・地域がそれぞれに、「地域の宝である子どもをよりよく育てたい」という思いはあるものの、それらがうまくみ合わず、ばらばらに動いている感があった。コミュニティ・スクールに指定されたことをきっかけに、泗水という地域性の上に立ち、泗水のできる長続きする地道な歩みを続けていくために次の基本方針と目標を打ち出した。

**基本方針**：泗水小学校学校運営協議会は、校長のよき理解者であり、学校の応援団である。泗水小学校は、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てるコミュニティ・スクールです。

**目 標**：学校・家庭・地域がひとつの協働体となって教育にあたり、子どもの学びの質を深め、地域に信頼される学校になろう。

**基盤組織の編成**：基本方針と目標に沿って、学校・家庭・地域が協働する組織をつくっていく上で、まず学校の内部組織をプロジェクト制に再編した。「し・す・い」の頭文字からそれぞれ、徳育を「しあわせプロジェクト」、体育を「すこやかプロジェクト」、知育を「いきいきプロジェクト」とし、教員が自律的・創造的に取り組めるようにした。

さらに、この校内運営組織に被せる形で、地域と協働する組織を立ち上げた。学校運営協議会を頂点とし、その下に全体の方向性を探る企画・推進会議を、その両側に事務局と情報発信部をおき、各支援部は、校内3プロジェクトとともに動いていく機関とした。PTA 役員や PTA 一人

一役もこの組織の一員に位置づけた。子どもたちのために支援はするが、学校からは独立した組織も組み込み、学校・家庭・地域が協働する組織をつくったのである。泗水小学校は、全てこの組織を基盤に動いている。」

この事例は、ともすれば一部の参加になりやすいPTA組織との協働活動が特徴になっている。親であるPTAは、その立場から子どもの学びや育ちの環境づくりに関心があり、学校を見守る地域としては、地域の立場としての活動があり、それぞれが単体で活動していた。学校運営協議会に3つのプロジェクトを設置し、PTA一人ひとりがこのプロジェクトに参加し活動するという体制を作った。PTAが様々な活動をつなぎ、地域におけるネットワーク形成にも効果があるといえる事例である。

文部科学省は「第2期教育振興基本計画（答申）第1部 総論概要——我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性——」の中で、「1. 社会を生き抜く力の養成」、「2. 未来への飛躍を実現する人材の養成」、「3. 学びのセーフティネットの構築」、「4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を答申している。それは、我が国を取り巻く環境が、少子高齢化やグローバル化の進展、雇用環境や地域社会、家族の変容、地球規模への課題への対応が東日本大震災によって一層の顕在化、加速化が見られるとしている。その中の「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」に着目してみると、互助・共助による活力あるコミュニティの形成として、「全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域の連携・協働体制を構築」、「コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大」、「コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及⇒コミュニティ・スクールの拡大や実効性ある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権拡大の促進や学校支援地域本部等の取組の充実など」を、家庭教育支援体制の強化として「親の学びを応援するため、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能の整備など」を推進する必要性を打ち出している<sup>8)</sup>。

地域コミュニティと学校の連携・協働の事例や先行研究から見てもわかるように、教育、家庭生活の支援や生涯学習機能に対応するには、学校だけでは困難な状況であることを示唆している。つまり、地域と学校が一体となって、子どもの学びや育ちの環境づくりに協働することを強く示しているといえよう。

次の章では、岩手県大槌町が取り組み始めている「大槌町式小中一貫校」について、本題である「地域コミュニティの核としての学校」として復興状況も取り上げて考察していきたい。

## 2. 岩手県大槌町が目指す「小中一貫校：ふるさと科」

2013（平成25）年8月26日から3日間、仮設住宅での「お茶っこ」ボランティア、住民や子ども、大槌町教育委員会、福祉課へのヒヤリングを行った。本章では、その内容を整理することにして、

最終章で、大槌町が目指す「小中一貫校：ふるさと科」について地域コミュニティの核としての学校について考察する。

## (1) 大槌町の復興状況

大槌町は、岩手県三陸地方に位置しリアス式海岸が美しい。水産業が基幹の産業であるが、東日本大震災後の基幹産業の復興は厳しい状況にある。人的被害状況は、2013（平成25）年2月末現在の、死亡者797名、行方不明者437名、収容遺体数863体で、人口は1万2,859人（2011〔平成23〕年11月1万5,994人に対し3,135人〔19.6%〕の減少）という状況である。物的被害状況は、家屋全壊が3,359棟、家屋大規模半壊が713棟、浸水面積は431ha（宅地浸水率52%、商業地浸水率98%）となっている。

大槌町復興まちづくり方針は、「減災」と「多重防災型のまちづくり」となっている。津波リスクと向き合い、「避難する、避難できる」を基本とし、津波による犠牲者を一人も出さない。防潮堤等で人命や財産を防御するから「減災」という考えは、比較的発生頻度の高い津波のときは、人命および財産を守り、過去最大の津波のときは、人命を守るために、被害をできるだけ最小化するということである。



現在は、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業を進めている。防潮堤整備後、移転促進区域内の宅地を町が買い上げ（公園や道路になる）、土地区画整理事業として浸水しない高さに盛土し、安全に居住できるように進めている。防災集団移転促進事業とは、移転先予定となる高台の土地を買収して宅地造成することである。実情を見る限り、津波被害の住宅基礎を壊す工事を目にする状況で、土地の買収、盛土、地固めと3年から5年以上の時間を要するようだ。

このような中でも、災害公営集合住宅の整備は着々と進められているし、仮設住宅住民への生活支援は関係機関がネットワークを作って手厚く行われている。

大槌町の位置（地図検索サイト Mapion より）



## (2) 大槌町仮設住宅の状況

2013（平成25）年9月30日現在、48の仮設住宅団地に4,352人、1,773世帯が入居している。それ以外にも、みなし仮設として町外に1,000世帯ほどが避難している。仮設住宅は山間に点在し、役場や商店街からも遠く不便な状況にある。

仮設住宅に住む住民への生活支援は、大槌町生活支援配置事務局（北上市にあるジャパンクリエイティブという人材派遣会社が受託）で雇用されている生活支援員が仮設住宅の集会所に常駐し住民の声かけや安否確認を行っている。地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員との連携もできている。生活支援配置事務局の主な仕事内容は、入居者の安否確認や声かけ、ボランティア受け入れ調整、他機関との連携などであるが、現在の相談内容は、住環境の整備として蜂の駆除、鳥獣被害の相談が増えてきている。他に、災害公営住宅が整備されてきているが、抽選や連帯保証人、家賃が発生することで入居に問題が生じている。企業誘致や商店街の開発は、住居の整備が先決になり後回しである。一方、ボランティア数が減少しているため仮設住宅では、自主的な地域活動は増えてきている（仮設住宅に温度差がある）。生活支援配置事務局の課題として、この事業は今年度（2013年度）末で終了になっているので、現在雇用している110人の支援員は失業することになることや、災害公営集合住宅入居後の生活や



ボランティア終了後の仮設住宅での「お茶っこ」  
（小鏡第20生井沢仮設住宅にて）



参加して頂いた方々との記念ショット  
（恵水講第3・B仮設団地にて）



大槌町役場でのヒヤリング

コミュニティ形成までの支援プロセスがないので検討している状況だ。

次に、2日間実施した「お茶っこ」での住民や子どもたちへのヒヤリングから「学校についての思い」や「復興に関する意見」を整理する。

「お茶っこ」でのヒヤリング（住民28名、支援員4名、子ども6名）

#### ① 地域の学校のイメージについて

小学校は、子どもたちとあいさつができ、同時に子どもたちの見守りが自然な形でできるためには、身近につくるべきと思う。部落（集落）がひとつになるには大切な存在を持つのが小学校である。大槌高校グラウンドに建設予定の「小中一貫校」は、コミュニティから離れることで住民は気軽な参加がしづらくなる。震災前に小学校があった場所に、震災に対応できる小学校の建設（きりり商店街がある場所、1階が駐車場で2階以上を校舎にするとか）が可能と思う。今回の小中一貫校計画に、住民の意見が反映されているとは思えない。子どもたちの顔を見ることが少なくなり、地域で育てるという意味がなくなる。

住民の住む所から離れるので、地域の行事や祭りなどができにくくなる。これからどのような学校づくりをしていくのか聞こえてこない。また、仮設住宅によっては、学校建設や子どもたちの教育に関心がない（学校から離れている仮設住宅住民は、「関係ない」と回答）。

#### ② 復興に対する認識について

役場に自宅再建や復興の相談に行っても、「わからない」という返答が多いので「専門職」を配置し、同時に縦割り行政をなくして欲しい。人員不足など役場の大変さも理解しているが、先に見える回答をして欲しい。

#### ③ 自主自立に対する考えについて

仮設住宅に対する意識の温度差が気になるという意見がある。例えば、無料バスが運行しているときは、毎日のように乗って買い物に出かけていたが、有料（距離により100円、200円、300円）になったとたん、運賃が高いとの苦情が出て、使用する回数が減ったこと。これからの町の復興や子どもたちの将来を考えた場合、赤字経営のバス運営では継続できないから、公平な負担は当たり前であること、依存から自立へと意識を変えなければいけないという意見があった。

住民が最も関心があるのは、以前住んでいた土地での自宅再建や災害復興住宅入居はいつになるかということだ。

#### ④ その他

仮設住宅の状況、住民の声を把握するために、役場職員、議員、町長は定期的に巡回して欲しい。住民の声に耳を傾ける努力をして欲しい。

以下は子どもたちからの意見

#### ① 子どもたちの学校のイメージについて

学校は楽しく、友だちと遊び、勉強する場所である。

#### ② 現在の学校（仮設学校）への意見について

走ると廊下の音が騒音になる。下の階に響いてくる。階段は鉄製で危険だ。一学期に避難訓練が10回くらいあって訓練している意識が無くなってきた。遊具が少ないので、低学年が優先的に使用することで、高学年が使用できない。プールが無いし川遊びが禁止されている。

クーラーは、今年からようやく設置されたが、一斉に使うとブザーが鳴るため電源を切ってしまうので暑い。昨年は熱中症で60人が倒れた。このような状況は2~3年は続くので大変だ。

③ どんな学校なら行きたくなるか

屋内プールがあり、真夏でも教室で勉強できる環境がある学校。小中一貫校でも良いと思うが、他の学年と共有する部分が少なく、設備が整った大きな学校にして欲しい。

④ 学校に地域の人に来る頻度や機会について

地域の人ほとんど来ない。家族もあまり来ない。年に2~3回程度で、マラソン大会やフリー参観日、運動会などに来るだけだ。スクールガードが毎日、道路や信号交差点で見守ってくれるのは心強く、ありがたいと思う。

⑤ 将来の夢

大工さん、自動車整備工、社長、特に無い、普通であれば良い。

⑥ 大槌町で自慢できること

蓬萊島（ひっこりひょうたん島）、マスト（ショッピングセンター）。

⑦ その他

市民プールを作って欲しい。仮設住宅の外で遊ばないのは、誰かに見られているような気がすることや遊ぶ場が無いから、家でゲームやプラモデルづくりになってしまう。学校にもゲームを持って行って遊んでいる。

### (3) 大槌町教育委員会からのヒヤリング

ここでは、ヒヤリングの際に配付された「今後の大槌町の学校教育のあり方」（2013〔平成25〕年7月10日、大槌町教育委員会）、「大槌町の小中一貫教育について」から抜粋、整理してみる。考察は、4.で述べることにする。

大槌町で津波による被害を受けていないのが、吉里吉里地区の小中学校（2013〔平成25〕年9月、小学校児童数110名、中学校生徒数70名）である。それ以外の地区は、2013年6月1日現在の小学校児童数は432名（2011〔平成23〕年3月1日現在では、617名/統合前4校）、中学校生徒数は282名（2011年3月1日現在では、349名）、2011年9月から応急仮設校舎を町営運動場内に小学校校舎2棟、中学校校舎2棟、屋内体育館1棟を建設し授業を開始している。その生徒数のうち、369名の児童生徒が15台のスクールバスで通学している。

今後の大槌町の学校教育のあり方として考えられていることは、地形的な環境として、広範囲に津波の心配がない平坦な場所の確保が困難であることや、人口減少、財政的な面を考慮し、「郷土に誇りを持ち、様々な状況において主体的に判断・行動し対応できる自立した社会人とし

て生きていくことができる力を総合的に育むことをめざし、町内全小・中学校を『いわて型コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育校』として位置づけ、2015（平成27）年度に完全導入をめざすものである。」としている。

小中一貫校における学校の配置は、おおつち学園（仮称）、施設一体型小中一貫校は被災した5小学校と中学校が同じ校舎で学習する場合と、吉里吉里地区は、きりきり学園（仮称）、施設分離型小中一貫校で、吉里吉里小学校、吉里吉里中学校のままで学習する場合との二通りになっている。

小中一貫校の内容として、「4・3・2」制の学年編成の導入は、大槌町における「中1ギャップ」解消のために、子どもたちの成長や発達を視座においた学校教育で、1-4年生をホップ期とし、基礎基本の定着を図り、自立の基礎を養う時期としている。5-7年生はステップ期とし、思考力・判断力・表現力を育み、学力の定着を図る時期、8・9年生はジャンプ期とし、自己の生き方を見つめ自己表現に向かって取り組む時期としている。この一貫教育は、子どもたちにとっての学習の連続性や適時性を大切にして、9年間の教育活動を計画的・継続的にバランスよく保障するカリキュラムになっている。

その特徴は「ふるさと科」の設置（文部科学省による教育課程特例校の認可：2012〔平成24〕年12月18日）である。「ふるさと科」の基本的な考え方は、人としてもあり方や自らの生き方を考え見つめること（生きる力）、地域復興を目指すふるさとの中で自らの役割や責任を考え、ふるさとを支える担い手となること（ふるさと創生）といった「生き方」を基盤としたクロスカリキュラムである。「ふるさと科」の基本的な内容は、「① 地域への愛着」として、地域の歴史や特産を学び、主体的に地域に関わる態度を育成する。郷土の文化・郷土芸能を学び郷土への愛着心を高める。町の復興発展をとらえ、ふるさとの将来像を見つめる。「② 生き方・進路指導」として、郷土の産業や経済を学び、生き方や進路を考える。復興を目指す地域社会の中で自分の役割を理解し、将来を切り開く能力を育成する。価値や多様な企業・団体と連携した職場体験により生き方を実現しようとする態度を育成する。「③ 防災教育」として、郷土の自然・地形や災害、防災体系の意義について理解を深め、災害時や防災に対しての主体的な判断力と実践力を育成することである。

そのタイムテーブルは、2012（平成24）年度には、準備委員会の立ち上げと推進計画を作成し、教育課程特例校申請は認可を受けている。2013年度中に、カリキュラム作成、学校運営協議会によるコミュニティ・スクールの試行。2013～2014（平成26）年度に、小中一貫教育の試行期間（カリキュラムの修正、改善等）、2015（平成27）年度に小中一貫校の導入となっている。

大槌町では、復興と教育の改革を同時に進めていく状況にある。教育復興の5つの視点は、「まちづくりは人づくりにあり、人づくりは教育にあり」を基本理念に据え、「開かれた学校づくりの見直し」、「生き方教育を基盤にした学校教育のあり方」、「よりよい教育環境の整備」、「地域コミュニティの場としての学校の役割の検討」、「生涯学習関連施設の整備」となっている。

#### (4) 大槌町福祉課からのヒヤリング

ここでは、前述と同様に、配付された資料とヒヤリング内容を整理し、考察は4.で述べる。

住民は避難所生活、仮設住宅生活と2回の転居で様々の地域から集まっており、また、津波で地域リーダーを失ってしまいリーダー不足で、現在は地域コミュニティの形成がなされていない状況にある。災害公営住宅や自宅再建、商店街の復興までの2～3年の間にコミュニティを創造できる人を如何に育てるかが課題になっている。

仮設住宅の相談支援は、地域支援員配置事務局や民生児童委員を軸に行っている。他に、一人暮らし高齢者や要介護者へは、地域包括支援センター相談員、社会福祉協議会相談員が力を入れて連携、支援している。2013年度末で、「大槌町支援配置事務局」への助成が打ち切られることから、災害公営住宅入居後の支援について、民生児童委員や支援事務局などの活動からわかった課題を共有し、今後の支援方法や方向性について「見守り体制プロジェクト」という委員会を立ち上げて検討している。

町内の幼稚園や保育施設は不足していない。地区によって稼働率に差があるが、保育士の住む賃貸施設が少ないなどの住居問題から希望があっても採用できないという問題が起きている。空いている仮設住宅を大槌町の決断で賃貸にすることができないために、今後は使用できるように働きかけていきたい。そうすることで、学生ボランティアを受け入れやすくなる。

また、仮設住宅における住民の意識には温度差があり、自主的な地域活動を積極的に行っている仮設住宅（自主的な集まりやボランティアと共同する草取りなど）や、行政、ボランティアに依存的な住民が多い仮設住宅など、対応が難しい状況にある。例えば、バス料金を有料化したことでも賛否両論（高いとか、負担は当然であるとの意見など）であること、盛土や地固め後の住宅建設には最低でも3年から5年という年月が必要になること、住宅が再建されない限り、商店街などの商業施設の建設も出来ないこと、働く場が少ないことなどから、将来を見通した生活設計ができないこと、といった諸問題があげられる。このような状況から高齢者の離婚、家庭内暴力などの問題も見えてきており、また、生活保護受給者も増加している。

大槌町地域福祉計画や障害児者関係、児童関係の計画は震災前のものであり、制度改正や町の実情に見合った計画の見直しを進めている。様々なアンケート調査も進められていることから、震災などの災害に強いまちづくりだけでなく、コミュニティ機能や地域力が発揮される計画の見直しを進めていきたい。仮設住宅は山間に点在し、買い物などが困難な状態で、子どもたちは、設備が不十分な仮設学校で学び、遊び場もない状況だ。今後3年間はこのような生活が続くので不安な気持ちがある。

大槌町復興まちづくりは、「海が見える、つい散歩したくなる、こだわりのある『美しいまち』」を目指し、公共施設や災害公営住宅（木造長屋や集合住宅）などの各施設間を交通ネットワーク化して、安全安心と利便性を考え、同時に、津波に対応した防潮堤づくり、企業誘致などを

着々と進めるしかない。

### 3. 子どもが健やかに育まれる環境

子どもが健やかに育まれる環境とはどのようにしたら創造されるのだろうか。子どもの権利から地域と学校の関係について考えてみる。

「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である。この条約は、18歳未満を児童（子ども）と定義し、前文と本文54条から成り立っている。1989年第44回国連総会で採択され、1990年に発効し、日本では、1994年に批准した<sup>9)</sup>。

これは、子どもの「受動的権利（子が生活を維持し発達の道を進むためには、親、大人、社会、国家側の育てる側が子どもを見守り、保護する義務を負わなければならないように、子どもであるが故に、義務を追う側から保護や援助を受けることによって効力を持つ権利をいう。生命、生存、発達、健康、養育などの権利がある。）」の保障のみならず、「能動的権利（基本的人権、自らの生き方を主張し、追求することの出来る権利は、子どもである前に、人間として主張し行使する自由を得ることによって、効力を持つ権利をいう。自己の意見を表明する権利や表現の自由などがある。）」<sup>10)</sup>の保障を組み込むものであった。

子どもの権利条約（日本ユニセフ協会訳）には、以下の4つの柱がある。それは、「生きる権利（生きる力）：防げる病気などで命をうばわれないこと。」「育つ権利：教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。」「守られる権利：あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。」「参加する権利：自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。」である。

つまり、子どもたちは健康に生まれ、適切な衣食住を得て生活しているか、健やかに成長するために、保護されているか、つまり、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られ、教育を受けているか、何よりも、家族や地域社会の中で大切にされ、愛されていると感ずることができるか、また、子どもたちが自分らしく成長する権利や自由に意見を表現したりすることや愛され、大切にされていることを感ずることができるよう、家族や地域社会、公共機関が守っているかということ、そして、その義務があるということである。

それでは、学校が持つ教育を受ける権利はどのように保障されているだろうか。子どもの権利条約第28条・29条を見てみたい。第28条の教育を受ける権利には、「子どもには教育を受ける権利がある。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければならない。さらに上の学校に進みたいときには、そのチャンスが与えられなければならない。」とあり、また、第29条の教育の目的では、「教育は、子どもの人格、才能ならびに精神のおよび身体的能力を最大限可能な

まで発達させること。子どものスキル、学習能力その他の能力、人間としての尊厳、自尊感情および自信を発達させることにより、子どもをエンパワーすることにある。これは、学校教育の範囲を超えて、子どもが個別、集団であっても、人格、才能および能力を発達させ、社会のなかで満足のいく生活を送れるパワーを獲得できるように、幅広い範囲の生活経験および学習過程を包含する。」とされている。そこで、現在の社会状況から学校がおかれている場を考えると、「学校は、今や三つの勢力に直面している。一つ目は劇的な経済転換、二つ目は家庭と社会の下部構造（インフラストラクチャー）の弱体化。三つ目は、国民の学校に対する活発な要望である。日本の経済不況とリストラ、失業率の上昇といった経済的問題は家庭生活の基盤を揺るがしている。そして、少子化、高齢社会、核家族化と親の価値観の多様化といった時代背景、離婚率の上昇、親の養育意識の低下、地域社会の解体など、社会下部構造の弱体化は人間関係のつながりを弱め、子どもの社会化形成に多大な影響を及ぼしている。」<sup>11)</sup>

今や子どもが育つ環境は、多様な状況にあるといえよう。このような状況に対応するには、地域住民や地域の力が必要になると考えられる。地域に開かれた学校運営、子どもたちの顔が見える地域の学校づくりが課題解決の戦力となるだろう。放課後や長期休暇などに地域住民に開放し、地域社会との連携を密にし、子どもだけでなく、地域住民を対象とした開かれた地域資源としての学校のあり方を考えることも必要だろう。例えば、就学前の子育てをする親子の居場所であったり、乳幼児と児童との交流の場、文化伝承の機関としての学校である。それは、子ども同士の生き生きとした遊びの世界を再現しながら協調性や創造性、好奇心を伸ばすことを可能にする。また、地域の高齢者や障害者との交流といった、「生きた福祉教育」としての機能など、多様な活動が考えられる。そのためには、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の普及が必要になるだろう。

子どもが健やかに育まれる環境とは、地域と学校、住民だけでなく、医療・保健・福祉機関、行政、企業が一体となって創造する地域社会を示す。子どもが最初に社会性を身につける家族が機能不全に陥るということは、家族と社会との相互作用が機能していないことを意味する。家族の機能不全を地域力によって補修、もしくは強化することができる地域社会を学校という場が核になってつくっていくことも必要だろう。子どもが家族や地域社会の一員として、安心して自分が持つ力を発揮でき、課題解決に立ち向かう環境をつくり出すには、地域と学校、住民だけでなく、医療・保健・福祉機関、行政、企業がつながっていないなければならない。つまり、子どもの権利は大人や地域社会が保障していくべきことを示しているのである。

#### 4. 地域コミュニティの核となる学校づくりに向けて

最後の章では、ヒヤリングした内容についていくつかの視点から考察してみたい。

## (1) まちづくりの視点から

東日本大震災から2年半以上経過するが、復興はなかなか進んでいないことが今回のヒヤリングからもうかがえた。例えば、仮設住宅に住む子どもたちは遊ぶ場所もなく、小石が転がる狭い空き地でサッカーボールを蹴っていること、友だちが住む仮設と離れているので思うように遊ぶことができないこと、仮設学校には冷房設備が整っているが使用に制限があり、施設の共有が多くて快適な学習環境とはいえないこと、また、高齢者にとっては、買い物などが不便な環境であること、等々の具体的な問題がヒヤリングで示された。だがその一方で、住民と子どもたちは、前を向いてしっかり生活している状況もうかがえる。

住民は、避難所、仮設住宅といった数回の転居でバラバラになったコミュニティからの復興が不十分な状況にあるが、自主的な地域活動、人とのつながりを創造している仮設住宅もある。行政も、あらゆる方法を駆使し、住民の意見を集約しようとしている。

まちづくりとしての復興への道のりは、長い時間とその過程における住民の同意が必要になってくる。大切なことは、将来へ夢を持ち続け、地域の力を育む住民サイドの個々の動き（活動や意識の共有）ではないだろうか。同町の復興計画は、2013（平成25）年度までの復旧期、2014（平成26）年度から2016（平成28）年度までの再生期、2017（平成29）年度から2018（平成30）年度までの発展期の3期に分けて、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業の復興基本計画事業として進められている。しかしその実情は、宅地を町が買い上げることや浸水しない高さに盛土する土地区画整理事業が遅れ気味である。被災した住民の多くが、以前住んでいた地域に住みたい気持ちを持っていることや、盛土、地固めまでの3年から5年の期間を待つという声を聞く機会もあった。

大槌町は「海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある『美しいまち』」という将来像を掲げているが、住民は、これからの自分の生活はどうなるかということに関心があって、マクロ的な視点から大槌町の将来を語ることは難しそうだ。現在住んでいる仮設住宅は、仮の住まいであり、数年後には出ることになるという意識が強く、コミュニティ形成について動き出す人は少ないだろう。しかし、仮設住宅でコミュニティを形成することは、「地域力」創造のノウハウを持つことになるので、たとえ住居が変わっても活用できるのである。このような視点に立って、仮設住宅内での自主的な活動やコミュニティ形成、人とのつながりを醸成する支援は必要になる。

そこで、できることの一つを提案してみたい。それは、大学生ボランティアが仮設住宅で住民と生活を共にしてコミュニティづくりや子どもの学習を支援することである。住民や地域が持つ力を探し、引き出して発揮するという手伝いである。大学生は夏休み、春休みなどの長期休暇があるので活動しやすい環境にあるが、経済的な余裕がないということも事実なので、仮設住宅を解放、もしくは、安価に宿泊できるようになればと思う。大学生ボランティアは、子どもから見ると「素敵なお大人、カッコいい大人の姿、身近な存在のお大人」として映るという点を活かして子



どもの声に耳を傾けることができる。子どもたちが将来の夢を語ることができ、まちづくりに意見を表明する機会を子どもの権利として保障しなければいけない。

大槌町に長期的に関わる若者世代をつくることは、町の将来に大きなプラス要因となっていくと考えられる。例えば、町が必要とする専門職の雇用、若者移住などに結びつく可能性もあるだろうから。

## (2) 子どもたちの目線に立つことの意味

小中一貫校計画は「大槌町におけるいわて型コミュニティ・スクールを基盤とした教育」であり、9年間の教育の見通しを学校・家庭と共有・協働してこれからのふるさとを支え、担う人材となる子どもたちを育てていく学校教育の展開である。復興・防災を基盤とした「生きる力」「ふるさと創生」、教育の推進や教育活動の連続性・適時性を踏まえた教育システムの確立は、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸張し、無理なく次のステップに移行できるよう、義務教育9年間の一貫したカリキュラムの作成が基本的な考え方になっている。

コミュニティ・スクールはこれまで、様々な学校で取り組まれてきた。そこにおける成果も報告されている。いわて型コミュニティ・スクールは、9年間の「4・3・2」制の学年編成の導入という画期的な内容になっている。大槌町の人々が築き上げてきた地域・環境文化、学校文化を継承してきたことや東日本大震災という災害を乗り越えた住民力が発揮されるような小中一貫校の創造に期待したと考えることができる。

ヒヤリングした限りでは、住民の意見はある程度集約されて、まちづくりや小中一貫校へ反映されているともいえるが、これから地域を担う子どもの声は、大人や行政に届いていないだろう。子どもたちの目線に立つことの意味は、子どもたちが将来に夢を持ち安心して住み続けたいまちや学校を語ること、つまり、まちづくりを進めていくには学校が持つコミュニティ機能を子どもたちに伝えていくことや、住み続けたいまちを子どもたちが創造することを示している。ヒヤリングから住民は、大槌町が大好きで住み続けたいと思っていることがわかった。そこで、大切なことは、子どもたちが住みたいまちづくりを担う成熟した大人に育まれるような環境づくりと支援ということになる。

子ども時代から地域づくりに参加することは、生涯を通じてまちづくりをすることにつながるといわれている。子どもの目線に立つことの意味について事例から見てみたい。

### 《事例 1》

岐阜県多治見市では、2003（平成15）年9月に制定された「多治見市子どもの権利に関する条例」によって、「たじみ子ども会議」が設置された<sup>12)</sup>。制度の趣旨として、「子ども会議は、もともと、『子どもの権利条約』の中の『子どもが意見表明をする権利』の保障と、市政への子どもの意見反映という目的で平成11〔1999〕年度から始まった取り組み」であるが、「形式にとらわれず、

子どもたちの身近な生活における気持ちや考えについて、必要と思うこと、おとなに望むこと、自分たちがすることなどについて、自由に意見を表明する場として」機能している。現在、子どもスタッフを結成し、「会議の進め方や当日の運営にも子ども自身の関わりを大切に」している。「子どもの参加により、おとなでは思いつかないような発想で会議内容が検討され、企画段階からの子どもの参加を実現する場の一つにもなって」いる。

## 《事例 2》

岐阜県揖斐川町小島地区で活動する「チームおじま」<sup>13)</sup>は、「人と人をつないで、生き活きまちづくり」を目標に、子どもが誕生した日からまちづくりに参加する仕組みとしての「幼児学級：ママ友の輪」を持っている。また、家庭教育学級は、世代が違う仲間リーダーの発掘の場になっている。中学生になると小島夏まつりを企画し実践することで、中学生の頃から地域としっかりつながってくることにより、高校生になっても、大学生になっても祭りに参加する。つまり、自分たちが想像してきた揖斐川町小島地区の将来が気になるということである。人口4,438人、小学生228人、保護者数165人という地域の中で、顔見知りをつくる、顔と顔が見える付き合いを目的に、「つなぐカード」という自己紹介カードを子どもたちは作成し、地域の大人に配布している。このように、顔の見える付き合いを子ども時代から体験し、まちづくりに参加してきたことは、生涯を通じてまちづくりに参加する力、地域力を育てているといえる。

かつて、学校は子どもと大人が共に文化活動できる社会資源として機能していた。大槌町が震災を契機に小中一貫校「ふるさと科」の創設によって、地域の核となる学校づくりに取り組んでいることには意義がある。現在は年に2～3回程度、学校に来る程度であるのに対して、「ふるさと科」の創設によって、よりよい教育環境の整備は可能になるだろうか。2015(平成27)年度に移行できるようにするには、住民や子どもたちと目標や過程を今から共有することが最優先に取り組むことだといえる。「生き方教育」を基盤とした学校教育は現在も実施可能である。

期待できる教育内容であるが、全てが大人から見た教育であり、子ども目線、子どもからの意見の集約は無かった。特に「ふるさと科」の創設はおもしろいが、住民の主体的な参加が実現できるかという不安材料もある。また、小中一貫校は、中一ギャップの解消を目的にしているが、ギャップとは、克服する力を身につける過程が大切なのではないか、ギャップを取り除くのではなく、超える力を創造する教育を考えることが重要ではないか。ギャップを乗り越えることも成長になり、小学校から中学校に進級するときの「わくわく感」があっても良いのではないだろうか。「4・3・2」制の学年編成の導入は、教育者が教育の立場から考えたことで、その内容や目的、効果についての理解は不十分である。親や住民、子どもたちに伝えて理解してもらうことが必要であり、主体はあくまでも子どもたちであることを忘れてはならないだろう。地域の核となる学校として、大槌町小中一貫校「ふるさと科」創設の実現に大きな期待をしたい。

大人は、子どもたちの目線に立つことを忘れてはいないだろうか。経験を通して培ってきた価値観や常識が必ずしも正しいこと、最良のことでないことに気づくことも必要だ。大人が戻るこ

とのできない時期に考える、発想する柔らかい価値観に耳を傾けることは、地域愛を育むことにつながってくる。多様な方法を考えて子どもの声を聞く機会をもうけることが望まれるのである。

### (3) 地域福祉への期待

大槌町のヒヤリングから、コミュニティの再生には人づくりが大きな課題になっていることや、縦割り行政に対して横断的でわかりやすい役場の機能が求められていることがわかった。小中一貫校の基本理念が「まちづくりは人づくりにあり、人づくりは教育にあり」と示されているように、地域づくりと教育は切り離せないものであることがわかる。

地域福祉への期待から「地域コミュニティの場としての学校の役割」について考えてみると、次のことがいえるだろう。特に東日本大震災などの災害から明らかになったことは、学校は家庭や地域との協働活動の場であると同時に、防災や災害時の拠点として重要な役割を持っているということだ。しかし、ハード面の整備を行っても防災や災害時に必要なコミュニティ機能までは発揮されない。また、福祉を学ぶ多様な機能を持つことも忘れてはなるまい。

そのためには、日頃から顔の見える付き合い、声かけやつながりをつくるが必要になる。今の大槌町を見てみると、地域コミュニティづくりのリーダー不足や、一部の仮設住宅では自主的な活動があるが、他方で依存的な仮設住宅もあることなどから、地域の核となる学校づくりへの理解やまちづくりへの参加はスムーズに進まないだろう。すぐにでも実施できることは、仮設住宅でのコミュニティ創造に関わる人々を増やすこと、リーダーの育成と発掘である。震災後いくつかの仮設住宅を回り住民と話す機会を得て、地域づくりへの情熱や力を持つ人々と出会ってきた。それらの人々は、何かのきっかけや動機付けがあれば、人づくり、これからのまちづくり、人との関係づくり、コミュニティづくりに力を発揮すると思われる。そのためには、生活支援員が把握する地域状況、課題を共有することや学生ボランティアの力を活用することが望まれる。

ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）調査報告によれば「市民活動を行っている人は他人を信頼し、またつきあい・交流も活発な人が相対的に多く」、「他人を信頼する人やつきあい・交流の活発な人は市民活動を行っている人が相対的に」高い地域は、ボランティア活動を始めとする市民活動の社会的意義についても浸透しており、ソーシャル・キャピタルの培養という側面の重要性に目が向けられ始めている。そして行政、ボランティア、NPO、自治会活動との連携・協働・活動が盛んな地域は犯罪が減少し、出生率が向上し、そこに住む人々は安心して生活しやすいことが報告されている<sup>14)</sup>。

つまり、ソーシャル・キャピタルが醸成する地域は、子どもが健全に育まれる環境であり、子どものソーシャル・インクルージョン（障がい・子どもの貧困を包含）を目指すことである。子どもの健全な育ちを考えてみると、生きるための力や能力を身につけるには、他者や日々の出来事と

の豊かなつながりは重要であるが、子どもはひとりでに他者や社会との関係を築くことはできないということも忘れてはなるまい。大槌町にまだ豊かに残る顔の見える付き合いや助け合い機能を壊さないようにしなければならないし、地域文化の豊かさにも目を向けて次世代につなぐことも考えていかなければならない。その秘めた力を発揮できる学校づくりが期待される。

#### (4) 地域と学校が創造する「地域を愛する人づくり」

どのようにしたら、地域コミュニティの核となる学校はできるだろうか。それは、「地域を愛する人づくり」という言葉で表現できる。どんな立派な道路や建物をつくっても、人が活用しなければ意味が無いように、復興途中で大変な状況だからこそ、「地域を愛する人づくり」を積極的に推し進めることが必要であろう。

例えば、地域にある資源の活用（行事や祭りを掘り起こして実施）を住民が見直し・実施すること。人は動くことで、活動すればするほど見えてくる地域課題を共有することができる。仮設住宅内で全員が顔を合わせ知り合いになること。住民同士が顔を知ることが大切なので、関わりが持てる拠点（交流できる場・食堂・サロン・おしゃべり場・世代交流の場）の整備や発掘をし、定期的に行うことで、転居しても顔見知りがいる可能性もあり、関わり上手な人づくりにもなる。少々のおせっかいができる人を大切に活用することで、プライバシーを超えた関係、お互いを理解しあえる環境づくりを地域住民が主体的にできるようになる。

交通やインフラの整備をする際は、住民の意見を聞く機会を持ち参加してもらおう。私たちのまちという愛着を持ち、バスを運行しても住民が使いたくなり、無駄が無くなる。学生ボランティアや仮設住宅集会所や自治会と協働で課題を解決する仕組みをつくる。やりっぱなしのボランティアから継続性を持ったボランティアへの受け入れを推し進める。そして、行政は、時間の許す限り、仮設住宅を回って現状の把握に努め、住民の声を聞くこと。住民、企業と一体となった活動、地域づくりができてはじめて、「地域コミュニティの核となる学校」に名実共になることができるだろう。

簡単そうで出来ないのが、ソーシャル・キャピタルの醸成である。現在は、顔の見える付き合いをしなくても、ネットやコンビニエンスストアによって、生活するには困らない状況にある。しかしそれは、子どもの社会性を育む家族や地域機能を低下させているともいえる。あえて、顔が見える関係づくり（家庭・職場・近隣・地域など）を進めること、仕掛けが必要だ。例えば、アニメにある「サザエさん」のような家族関係にすること。子どもの誕生を家族で祝い、命の尊さや子育ての不安の解消方法を家族や地域の人々から学ぶことや、ドラえもんに出てくる友だち関係のように、子どもたちの問題は子どもたちで解決することなど。そして、人の目で監視する地域、他人に見られていることが安心と思える地域にする。財布を落としたときに必ず戻ってくる自慢の地域が「地域を愛するひとづくり」の土壌になる。受動的（受身）でなく能動的（主体的）な考えと生き方が求められており、その力は、地域と学校が実践する教育で育まれてくる。

筆者は山形県の田舎で育ったが、小中学校が同じ敷地に立ち、ドア1枚の境界があるだけであった。だから、毎年、小中混合の大運動会が開催され、小学校入学前の年長児から中学3年生までが参加するという村を挙げての祭りが運動会であったのである。朝早くから家族は弁当を作り、運動場に座って観覧し、声援をおくる。今思えば当たり前前の運動会を9年間経験できたということだ。いわば、現在の小中一貫校かもしれないが、上級生や中学生がかっこ良く憧れの先輩であったり、地域の大人が見守ってくれた安心感など、学校が地域コミュニティの要であったことはしっかり記憶にある。そんな記憶をたどりながら、「地域を愛する人づくり」を進めていきたいと考える。

注

- 1) 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ——地域とともにある学校づくりの推進方策——」（平成23〔2011〕年7月5日）、文部科学省、1頁（〔〕内は引用者）。
- 2) 非正規雇用は労働者全体の3分の1を超え、過去最高の水準となっている。特に15～24歳の若年層で、1990年代半ばから2000年代初めにかけて大きく上昇している。また、雇用形態別に見ると、近年、契約社員や派遣社員が増加している（厚生労働省「若年者雇用の現状・対策について 平成22年調査」から）。
- 3) 平成24（2012）年6月7日現在における全国の世帯総数（福島県を除く）は4,817万世帯となっている。世帯構造別に見ると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が1,466万8千世帯（全世帯の30.5%）で最も多く、次いで「単独世帯」が1,216万世帯（同25.2%）、「夫婦のみの世帯」が1,097万7千世帯（同22.8%）となっている。世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」は1,024万1千世帯（全世帯の21.3%）、「母子世帯」は70万3千世帯（同1.5%）となっている。また、日本の相対的貧困率はOECD34か国中29位で15.7%、子どもの貧困率は24位で14.2%となっている（厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査の概況」における「世帯数と世帯人員数の状況」、および「子どもの貧困対策の推進に関する法律」〔2013（平成25）年〕関連の厚生労働省資料から）。
- 4) 中央教育審議会初等中等教育分科会「教育課程部会 社会・地理歴史・公民専門部会（第2回）学習指導要領改訂の経緯（資料6：教科目標と改訂の指針）」文部科学省・初等中等教育局教育課程課教育課程企画室、2004（平成16）年。
- 5) 「地域参加による学校づくりのすすめ」（文部科学省・国土交通省・厚生労働省「調査報告書」2002（平成14）年3月）。
- 6) 文部科学省『『コミュニティ・スクール』について』（2013〔平成25〕年8月）では次のように述べられている（下図も同資料から）（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm)）。



「コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく『地域とともにある学校づくり』を進める仕組みです。

コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みがおこなわれます。これらの活動を通じて、保護者や地域の皆さんの意見を学校運営に反映させることができます。」

- 7) 文部科学省『「コミュニティ・スクール」の事例集』2008(平成20)年, 44頁, 78頁。
- 8) 文部科学省「第2期教育振興基本計画(答申) 第1部 総論概要——我が国の危機回避に向けた四つの基本的方向性——」2013(平成25)年。
- 9) 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」〈[http://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)〉。
- 10) 園田恭一・西村昌記編『ソーシャル・インクルージョンの社会福祉——新しい〈つながり〉を求めて——』ミネルヴァ書房, 2008年3月, 116頁。
- 11) 門田光司著『学校ソーシャルワーク入門』中央法規出版, 2008年5月, 12–13頁。
- 12) 多治見市ホームページ〈[www.city.tajimi.lg.jp/kosodate/kosodate/kenri/staff.html](http://www.city.tajimi.lg.jp/kosodate/kosodate/kenri/staff.html)〉。
- 13) 岐阜県等主催「清流の絆 ぎふ県民交流研修会」〈第1分科会: 国体を契機に生まれた地域の取り組み「揖斐川町小島地区——チームおじま——」シンポジウム資料から, 2013年10月12日(土)羽島市文化センター。
- 14) 2005年度「コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査のまとめ」(厚生労働省農村振興局)「ソーシャル・キャピタルをめぐる内外の動き」の報告書。

山内らは、「日本のソーシャル・キャピタル」で客観的な統計データを用いた実証研究を行っている。その一例に、「NPOとソーシャル・キャピタル, ボランティア活動とソーシャル・キャピタル, ソーシャル・キャピタルと地域文化力, ソーシャル・キャピタルが教育に与える影響, 少子高齢化社会とソーシャル・キャピタルの果たす機能, 経済成長, 環境・まちづくり, 女性の役割」などがあり, 多岐にわたる内容になっている(山内直人・伊吹英子編『日本のソーシャル・キャピタル』大阪大学大学院国際公共政策研究科/大阪大学NPO研究情報センター, 2005年3月)。